平成19年(ネ)第185号損害賠償等控訴事件

(原審:東京地方裁判所平成 18年(ワ)第7583号損害賠償等請求事件)

準備書面(3)

甲24号証の個別映像・音声についての証拠説明書

控 訴 人 (一 審 原 告) 戸 崎 貴 裕 被 控 訴 人 (一 審 被 告) (被控訴人 A 氏名) 外 2 名

東京高等裁判所民事19部 御中

平成 19 年 2 月 20 日

控 訴 人

戸 崎 貴 裕

- 1 平成19年2月5日に提出しました甲24号証につき、裁判所より、同甲号証の個々の映像・音声等につき証拠説明書を提出するよう要請をいただきましたので、本書面にて同趣旨の証拠説明をさせていただきます。
- 2 本書面 2 頁以降では、映像単位で番号を振り、甲 24 号証を再生した際のカウンター時間(映像再生の経過時間であり該当映像の開始位置時間。)を明記したうえで、個々の映像・音声の証拠説明をいたします。VHS版で再生した場合のカウンター値は機種により 1,2 秒手前になります。
- 3 甲 24 号証の立証趣旨等は、平成 19 年 2 月 5 日提出の証拠説明書及び 控訴審準備書面(2)にて述べたとおりです。
- 4 甲 24 号証は DVD 媒体で提出いたしましたが、裁判所にて再生できる媒体が VHS ビデオテープであるとのことから、本書面提出と同日に、甲 24 号証と同じ内容の映像及び音声を、裁判所に対し、 VHS ビデオテープとして提出させていただきます。 VHS 版では、上下左右の映像が途切れている部分がございますが、立証趣旨に照らし問題は無いと考えます。

oh /各	開始カウン	
映像	ター時間	映像・音声等の証拠説明
番号	(HH:MM:SS)	
1	00:00:02	表題です。「平成 19 年(ネ)第 185 号損害賠償等控
		訴事件甲 24 号証」と表示しています。
2	00:00:11	解説文字です。「訴外生活妨害行為等一部映像及び
		音声」と表示しています。
3	00:00:17	解説文字です。「平成 17 年 1 月以降, 不特定多数の
		人々により以下のような生活妨害等不可解な行為が
		行われ続けました。」と表示しています。
4	00:00:26	解説文字です。「以降に示す映像は平成 17 年 2 月以
		降控訴人が撮影したものです。」と表示しています。
5	00:00:34	表題です。「第 1 騒音・迷惑音発生行為」と表示
		しています。
6	00:00:38	説明用映像です。平成 11 年 11 月より控訴人が住ん
		でいるマンションの外観を撮影した映像です。
		00:00:45 より、同映像上に矢印で控訴人の部屋の位
		置を示しています。解説文字として「控訴人の住むマ
		ンション」及び矢印とともに「控訴人の部屋は2階向
		かって右側」と表示しています。
7	00:00:57	控訴人がシャワー浴後、ドライヤーを使用して頭髪
		を乾かしている時,窓を叩く音(00∶01∶08~)及びべ
		ランダ(上記6の映像を映している側にベランダがあ
		ります。) の洗濯機を叩く音 (00:01:16~) を収めた
		映像です。平成 17 年 1 月より、このように窓や壁等

ļ		を 叩 く 音 を 発 生 さ せ る 行 為 が 毎 日 頻 繁 に 行 わ れ ま し
		た。平成 11 年の入居以来行われなかった行為です。
_	00.04.00	
8	00:01:23	控訴人の住居マンション前の路上で意図不明な主
		張を大声で怒鳴り散らす人物が現れたときの映像で
		す。「法じゃねぇんだよ人の道なんだよバカヤロ
		ウ!」,「関係ねぇんだよ!田舎だろうがよ!」,「人の
		道なんだよバカヤロウ!気が済んだじゃねぇんだよ
		バカヤロウ!」,「覚悟は出来てんだぞ!」等と怒鳴り
		散らしています。この時は警察に通報して対処いただ
		きました。特に平成 17 年 1 月当初には,マンション
		前で夜中に喧嘩をする声や騒ぐ声が頻繁に発生して
		いました。控訴人の住むマンション前は閑静な住宅街
		であり、周囲に飲食店なども無く、警察寮も存在し、
		また人通りも少なく,平成 11 年の入居以来このよう
		な騒ぎを起こす人物など現れたことはありませんで
		した。解説文字として「22:30 頃マンション前で意図
		不明な威嚇をする人物」と表示しています。
9	00:02:19	グラインダー (円盤状の刃を回転させて金属などを
		切断する電動工具。) の騒音を収めた 2 つの映像です。
		控訴人の部屋のベランダの真下でのグラインダーに
		よる騒音 (00:02:19∼),及び,向かいの建物の車庫
		内でのグラインダーによる騒音(00:02:36~)が収め
		られています。平成 11 年の入居以来このような騒音
		 は発生していませんでした。
1 0	00:02:46	控訴人の住むマンションの向かいの建物の車庫内
		な騒ぎを起こす人物など現れたことはありませんでした。解説文字として「22:30 頃マンション前で意思不明な威嚇をする人物」と表示しています。 グラインダー(円盤状の刃を回転させて金属などで切断する電動工具。)の騒音を収めた2つの映像です控訴人の部屋のベランダの真下でのグラインダーによる騒音(00:02:36~)が収められています。平成11年の入居以来このような騒音は発生していませんでした。

よりの騒音を収めた映像です。大型のスコップの	
	よう
なものを金槌で叩き続けています。	
1 1 00:02:55 控訴人の住居マンション前での騒音を収めた	映像
です。騒音の発生元は不明です。音としては上記	E 10
のグラインダーの音に似ています。	
1 2 00:03:01 控訴人の住居の入り口のドアから収めた騒音	の映
像です。騒音の発生元は不明です。音としては	上記
10 のグラインダーの音に似ています。	
13 00:03:15 控訴人の住居の入り口のドア前で収めたマン	ショ
ン内の騒音の映像です。原審準備書面(1)で述	べた
女性 A との交際以降, 10 代 (学生服を着た人々)か
ら 30 代と見られる見知らぬ複数の人物がマンシ	ョン
に出入りし、夜中から明け方まで宴会のような騒	ぎを
したり叫び声をあげたり壁を叩いたりすること	が頻
繁にありました。本映像には騒ぎ声, 叫び声等が	収め
られています。同時に壁を叩く音も収められてい	ます
(00:05:20)。カウンター時間で 00:06:01 まで,	深夜
の騒音が収められています。解説文字として「マ	ンシ
ョンには見知らぬ人々が出入りし深夜から明け	方ま
での騒ぎが頻繁にありました。本映像は深夜 1:0	10 以
降控訴人の部屋で撮影。」と表示しています。	
14 00:06:02 控訴人の住居内で撮影した, 天井や壁を叩く音	が収
められています。解説文字として「その他にも,	天井
や壁を叩く行為が毎日行われていました。」と表	示し
ています。	

1 5	00:06:07	トシ 11 に同じて、啓ま叩て立が切めてもています
1 5	00:06:27	
1 6	00:06:35	上記 14 と同じく, 壁を叩く音が収められています。
1 7	00:06:43	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で片付けます
		が、騒音・不快音発生行為は毎日執拗に行われていま
		した。」と表示しています。
1 8	00:06:51	表題です。「第 2 住居侵入及び車両侵入によるま
		たは住環境に対する意味不明な行為。」と表示してい
		ます。
1 9	00:06:59	平成 17 年 3 月 10 日頃, 帰宅時に冷蔵庫に未開封で
		保管していた牛乳パック4本が全て空けられている
		のを発見し、後日その状態を撮影した映像です。この
		牛乳パックは現在もそのまま保管してあります。
2 0	00:07:07	平成 17 年 1 月以降,帰宅時に,ブレーカーの一部
		が落とされブレーカーカバーが外されるなどしてい
		るのを何度か発見していましたが、その状態を平成
		17年2月27日, 同年3月13日, 同月19日, 同月20
		日, 同月 21 日, 同月 23 日, 同月 24 日, 同月 25 日,
		及び同月 28 日に写真に収めた映像です。落とされた
		部分やはずされたカバーを矢印で示しています。
2 1	00:07:57	上記 19 及び 20 と同様に、帰宅時に、控訴人所有の
		かばんが上から踏み潰されたように変形した状態に
		なっていたのを発見し、後日撮影した映像です。解説
		文字として「帰宅後、控訴人のバッグが上から踏み潰
		されたように変形していました。」と表示しています。
		このほかにも帰宅時に発見したものは多く,水洗ト

		イレのタンク横についている元栓が閉められていて
		水が流れなかったり、液体洗剤の蓋が開けられて洗剤
		の匂いが部屋に充満していたり、衣服に穴が開いてい
		たり、洗濯用物干し用具が移動していたり、時計の表
		示が変更されていたり, 音楽 CD の場所が変えられて
		いたりと、さまざまな行為が行われていました。
2 2	00:08:03	住居侵入の痕跡が頻繁に残されるようになり、控訴
		人は毎日,外出前に部屋の状態を映像に記録していた
		のですが、本映像は、同記録映像の1つです。上記
		20 で示したブレーカーの状態なども記録して外出し
		ています。解説文字として「尚、控訴人はこのように
		部屋の状態を撮影し外出しましたが、さまざまな侵入
		痕跡が残され続けました。」と表示しています。
2 3	00:08:41	解説文字です。「控訴人所有の車両に対しても、侵
		入やいたずらが行われ続けました。」と表示していま
		す。
2 4	00:08:46	控訴人所有の車両をマンション前の時間貸し駐車
		場に駐車し、施錠し、一旦荷物を置くためマンション
		に戻り、その後車両に戻った時、車両内にゴミが撒か
		れているのを発見し、写真に収めたものです。解説文
		字として「施錠していた車内にゴミが散乱していまし
		た。」と表示しています。
2 5	00:08:51	上記 24 と同様に、施錠していた控訴人所有車両内
		のゴミ箱等が車内に散乱させられていたのを発見し、
		写真に収めたものです。また、写真中央上部、アルミ

		材の丸い穴の内部には乾電池がありますが、ここに乾
		電池を放置する行為も何度か行われました。知らずに
		運転すると、運転時にカタカタとうるさい音が発生し
		ます。解説文字として「施錠していた車内のゴミ箱が
		荒らされました。」と表示しています。
2 6	00:08:56	控訴人所有車両の運転席ドア側コンソール部分の
		写真です。施錠していたにもかかわらず, 車の内側に,
		その前に車を離れた時には無かった泥などが付着し
		ていることが多くありました。本映像では汚された部
		分を矢印で示しています。解説文字として「施錠して
		いた車内が汚されていました。」と表示しています。
2 7	00:09:00	車両侵入痕跡とともに、2、3日の放置でもバッテ
		リーが頻繁に上がる現象が延々と続き,控訴人の車両
		を購入したディーラーで漏電やバッテリーの検査を
		行っても全く問題が無く原因不明であったため、頻繁
		であった車両侵入痕跡に照らし、これが人為的ないた
		ずらである可能性を考慮し、また、その他いたずらを
		防止するため, ライトが点かないようヒューズを外し
		ておく措置を取っていました。ところが、次回にもバ
		ッテリーは上がっており、ヒューズの位置が変えら
		れ、エンジン始動後にはライトが点灯するようになっ
		ていました。そのときに撮影した映像が本映像です。
		話しているのは控訴人と JAF の隊員の方です。
2 8	00:09:48	車両侵入の痕跡が頻繁に残されるようになり、控訴
		人は毎回施錠状態を映像に記録していたのですが、本
2 8	00:09:48	行っても全く問題が無く原因不明であったため、頻繁であった車両侵入痕跡に照らし、これが人為的ないたずらである可能性を考慮し、また、その他いたずらを防止するため、ライトが点かないようヒューズを外しておく措置を取っていました。ところが、次回にもバッテリーは上がっており、ヒューズの位置が変えられ、エンジン始動後にはライトが点灯するようになっていました。そのときに撮影した映像が本映像です。話しているのは控訴人と JAF の隊員の方です。 車両侵入の痕跡が頻繁に残されるようになり、控訴

		映像は、同映像記録の1つです。解説文字として「尚、
		控訴人はこのようにドアロックを撮影し車を離れま
		したが、さまざまな侵入痕跡が残され続けました。」
		と表示しています。
2 9	00:09:58	控訴人は 22 の映像とともに、外出する際に極力映
		像を残すようにしていました。本映像は、外出の際に
		マンション入り口にあるポストを確認し、郵便物がぐ
		ちゃぐちゃに折れ曲がっているのを発見したときの
		映像です。これが配達時に行われたのか配達後に第三
		者によって行われたのかは不明ですが、当時、郵便配
		達員が自転車で後ろから控訴人に追突し, その後一目
		散に逃げ去るなどの行為も行われていましたので(郵
		便配達員が逃げ去る際の映像が別途あります。),郵便
		配達員が行った可能性も考えられます。
3 0	00:10:26	控訴人の住むマンションは,入り口に入居者分のポ
		ストがあるのですが、当時郵便物が控訴人のポストの
		下のポストからはみ出ており控訴人のポストの扉の
		開け閉めがしづらくなっているという状態が数ヶ月
		続くということがありました。その状態を撮影し説明
		を行っている映像です。
3 1	00:10:35	上記 30 と同趣旨の映像です。
3 2	00:10:53	上記 30 と同趣旨の映像です。
3 3	00:11:06	当時、控訴人のポストのみ、部屋番号の表示札を支
		えるプラスチックが割れてるのを発見しました。その
		ためテープで固定していたのですが、その状況を撮影

		し説明を行っている映像です。
3 4	00:11:24	上記 30 と同趣旨の状態を撮影した写真を示し、控
		訴人のポストの位置と邪魔な郵便物の位置を矢印で
		示した映像です。
3 5	00:11:29	上記 34 と同趣旨の写真です。
3 6	00:11:35	平成 11 年の入居以来行われたことはなかったので
		すが、訴外生活妨害行為等が行われるようになって以
		来,マンションの階段が水浸しになっていることが何
		度かありました。本映像は,通勤時に部屋を出た直後,
		水浸しになっている階段を撮影したものです。靴の中
		に水が浸入する程度の水溜りが出来ていることが確
		認できます。また、滑りやすいので非常に危険です。
		解説文字として「朝の通勤時、階段が水浸し。」と表
		示しています。
3 7	00:11:52	上記36と同じくマンションの階段の映像ですが、
		ワックスと思われる固形の油のようなものが浮いて
		いる状態を撮影した映像です。匂いは記録できません
		が、匂いはワックスでした。滑りやすいので非常に危
		険です。
		解説文字として「朝の通勤時,階段に固形ワックス
		の浮いた状態。」と表示しています。
3 8	00:12:10	控訴人の住むマンションの階段には、階毎に蛍光灯
	00:12:33	が設置されています。平成 11 年の入居以来無かった
	00:12:45	ことですが、当時、控訴人の部屋の前の蛍光灯のみが
	00:13:00	切れ掛かってちかちかしていたり、切れて点かなくな

	00:13:12	っていたりということが頻繁に起こりはじめたため、
	00:13:28	
	00110120	回の映像記録です。上階及び下階の蛍光灯は正常に点
		灯しているのが確認できます。
		解説文字として「控訴人の部屋の前のみ、蛍光灯が
		切れかかっていたり切れていたりということが多く
		ありました。」と表示しています。
3 9	00:13:50	控訴人とマンションの大家との会話を撮影した映
		像です。解説文字として「尚、これらの行為が行われ
		始める前にマンション賃貸契約が不動産屋を通さな
		い直接契約となっており,」と表示しています。同大
		家が不動産屋を通さなくなった理由を不動産屋と喧
		嘩したからであると述べています。
4 0	00:14:00	控訴人の住むマンションは入り口がオートロック
		(ドアを閉めると自動的に施錠され, 入居者は開錠に
		鍵を使用します。)ですが、訴外生活妨害行為等が行
		われ始めた当時はこのオートロックが機能せず、自動
		的に施錠のなされない状態が続いていました。これも
		入居以来無かった事です。同記録は複数日分残ってい
		ます。本映像は、マンション入り口のドアを開け、閉
		まったところで自動的に施錠のされない状態を記録
		した映像です。確認しているのは控訴人の知人です。
		当時大家に聞いたところ,調子が悪いとの答えが返っ
		てくるのみで修理などの対応はなされませんでした。
		解説文字として「これら行為の集中的に行われた期

間には入り口のオートロックが動作しないまま放置されており、」と表示しています。 4 1 00:14:16 上記34及び35で示した控訴人の住むマンション入り口にあるポストの上に、部屋の鍵と思われる鍵が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。この鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」の0:14:26 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映の)、その後近所でも見られるようになったため(00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期、『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。			
4 1 00:14:16 上記3 4 及び3 5 で示した控訴人の住むマンション入り口にあるポストの上に、部屋の鍵と思われる鍵が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。この鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」00:14:31 からの映像。)、その後近所でも見られるようになったため(00:14:31 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期、『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。			間には入り口のオートロックが動作しないまま放置
ン入り口にあるポストの上に、部屋の鍵と思われる鍵が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。この鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」 00:14:26 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映像。)、その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期、『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。			されており,」と表示しています。
が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。この鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」 00:14:21 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映 (00:14:31 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期、『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。	4 1	00:14:16	上記34及び35で示した控訴人の住むマンショ
の鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」 00:14:21 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映 00:14:31 像。)、その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影 したものです。解説文字として「また同時期、『組長』 という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			ン入り口にあるポストの上に,部屋の鍵と思われる鍵
がついていたこともありました。 4 2 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」 00:14:26 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映 00:14:31 像。)、その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影 したものです。解説文字として「また同時期、『組長』 という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			が無造作に置かれている状態を撮影した写真です。こ
3 00:14:21 当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」 00:14:26 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映 00:14:31 像。)、その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期,『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。			の鍵の放置は何度か行われており、鍵に部屋番号の札
00:14:26 と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映像。)、その後近所でも見られるようになったため(00:14:21 及び 00:14:26 の写真。)その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期,『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			がついていたこともありました。
(00:14:31 像。), その後近所でも見られるようになったため (00:14:21 及び 00:14:26 の写真。) その様子を撮影 したものです。解説文字として「また同時期,『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。	4 2	00:14:21	当時、控訴人の住むマンションの入り口に「組長」
(00:14:21 及び 00:14:26 の写真。) その様子を撮影したものです。解説文字として「また同時期,『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。		00:14:26	と書かれた札が掲げられており(00:14:31 からの映
したものです。解説文字として「また同時期,『組長』という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 43 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 44 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。		00:14:31	像。), その後近所でも見られるようになったため
という札が近所に見られ、自宅マンション前にも掲げられていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 43 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 44 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			(00∶14∶21 及び 00∶14∶26 の写真。)その様子を撮影
られていました。」と表示しています。自宅マンション前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます(00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 43 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 44 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			したものです。解説文字として「また同時期,『組長』
ン前の札は「組長」という部分しか読み取れないように設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面 (1) で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 43 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 44 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			という札が近所に見られ, 自宅マンション前にも掲げ
に設置されていることが確認できます (00:14:31 からの映像。)。これら掲示は原審準備書面 (1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			られていました。」と表示しています。自宅マンショ
らの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べたように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと控訴人に話した後に行われ始めました。 4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			ン前の札は「組長」という部分しか読み取れないよう
ように、訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと 控訴人に話した後に行われ始めました。 43 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明 な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示してい ます。 44 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人 物がいきなりわめきます」と表示しています。			に設置されていることが確認できます (00:14:31 か
控訴人に話した後に行われ始めました。			らの映像。)。これら掲示は原審準備書面(1)で述べた
4 3 00:14:38 表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			ように, 訴外女性 A が暴力団との付き合いがあったと
な行為,迷惑行為,及びつきまとい。」と表示しています。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば,通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			控訴人に話した後に行われ始めました。
ます。 4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。	4 3	00:14:38	表題です。「第 3 見知らぬ第三者による意味不明
4 4 00:14:43 解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人物がいきなりわめきます」と表示しています。			な行為、迷惑行為、及びつきまとい。」と表示してい
物がいきなりわめきます」と表示しています。			ます。
	4 4	00:14:43	解説文字です。「例えば、通りすがりの見知らぬ人
			物がいきなりわめきます」と表示しています。
4 5 UU · I 4 · 5U 仕居付近の路上で, 通りすかり目転車に乗った男性 	4 5	00:14:50	住居付近の路上で,通りすがり自転車に乗った男性

		が控訴人の真横で意味不明なわめき声を上げて通り
		過ぎる映像です。
4 6	00:14:54	解説文字です。「例えば、控訴人の通り道に傘を広
		げたまま放置する人物。」と表示しています。
4 7	00:14:59	控訴人が品川駅に向かう途中,毎回通る階段の中央
		に傘を広げたまま放置して携帯電話をかけている男
		性の映像です。控訴人が階段を上ろうとすると男性は
		黙って傘を移動させます。このように進路を邪魔する
		ような行為は頻繁に行われましたが、このような人物
		は話しかけても話そうとはせず, 目を合わせようとし
		ません。また、毎回違う人物ですので、注意をするこ
		とも難しくなります。
4 8	00:15:11	解説文字です。「行く先々で、障害者風の人物や意
		味不明な言動をする人物が、タイミングよくかつ多く
		現れました。」と表示しています。
4 9	00:15:17	住居から駅に向かう道で現れた、手足や首をばらば
		らに動かしながら奇妙な歩き方をする男性の映像で
		す。
5 0	00:15:22	上記49と同じく住居から駅に向かう道で、控訴人
		の前を通過し, 手足や首をばらばらに動かしながら奇
		妙な歩き方をする男性の映像です。
5 1	00:15:38	最寄り駅前から自宅に帰る途中に現れた, 自転車に
		乗り大声で歌を歌いながら通り過ぎる男性の映像で
		す。周囲の女性が驚いている様子も窺えます。
5 2	00:15:58	通勤途中で現れた,上記49及び50と同様の歩き

		方をする人物です。
5 3	00:16:04	控訴人の借りていた月極駐車場の前に現れた男性
		の映像です。最初は動かずじっとしていますが、控訴
		人が近づくと奇妙な動作を始める様子が映っていま
		す。
5 4	00:17:08	電車の中、控訴人のほうを何度も向きながら障害者
		風の動作を繰り返す人物です。訴外生活妨害行為等の
		行われ始めた当初は偶然と思い気にはしていません
		でしたが、電車に乗るとこのような人物が毎回のよう
		に別の車両から現れ,控訴人の前でとまり奇妙な動作
		を繰り返したりわめきだしたりということがありま
		したのでこのような人物の撮影も開始しました。
5 5	00:18:02	待ち合わせ場所の駅で控訴人の隣に現れた障害者
		風の動作を繰り返す人物です。当初は改札前で隣に現
		れなにやらわめいていましたが、次に、控訴人が待ち
		合わせのために立っていた場所の隣の券売機に現れ
		映像に収められた行為を行いました。
5 6	00:18:22	解説文字です。「全くの見知らぬ人々が不自然に現
		れ、同じ仕草を執拗に行っていました。」と表示して
		います。
5 7	00:18:30	解説文字です。「その一例として、郵便局に現れ、
		『頭がおかしい』という仕草をする人物。」と表示し
		ています。
5 8	00:18:37	控訴人が住居付近の荏原郵便局に訪れた際の映像
		です。甲 24 号証の別の映像にもありますが、控訴人

		が立ち寄る場所にはただふらふらと周囲に現れては
		控訴人に向かって頭を掻いたり鼻をつまんだり口に
		手を当てたりと顔周辺をいじる仕草をし, つきまとう
		ような行動や進路を邪魔するような行動をする人物
		が毎日現れていました。本映像では、カーキ色の帽子
		をかぶり、赤色チェックのシャツと濃いグレーのズボ
		ンを着た男性が, 何をするでもなくふらふらと控訴人
		の近くに現れたため, 同男性に控訴人が近づいていく
		と,同男性は何もせずに郵便局から出て行き,郵便局
		を出る際に、一般的に「頭がおかしい」を意味する仕
		草,すなわち,頭の上を指差しその指を回転させる仕
		草をしている様子が映っています。
5 9	00:19:09	解説文字です。「『頭がおかしい』という仕草の部分
		を繰り返してみます」と表示しています。
6 0	00:19:15	上記 58 で説明した映像で、同男性が一般的に「頭
		がおかしい」を意味する仕草をする映像部分を4回繰
		り返した映像になります。
6 1	00:19:20	解説文字です。「また,日に何度も毎日執拗に続け
		られて気がつく事ですが、周囲に現れる人物が似たよ
		うに顔をいじる仕草をしました。」と表示しています。
6 2	00:19:28	控訴人が住居付近の喫茶店を訪れた際の映像です。
		明るいグレーの上着を着た男性が、控訴人のほうを一
		瞥した後、顔全体を拭くような仕草をした後になにか
		驚いたようなまたはおどけたような表情をする一連
		の仕草を収めた映像です。
-		

6 3	00:19:37	通勤経路の駅のホームでの映像です。控訴人の目の
		前に立ち止まった濃いグレーのスーツを着た男性が、
		口をつまむように拭くような仕草をして立ち去る映
		像です。このように見知らぬ第三者が目の前に立ち止
		まりさまざまな動作をして立ち去ることが毎日行わ
		れましたが、本映像に収められた仕草は、最も頻繁に
		行われた行為の1つです。
6 4	00:19:41	知人と食事中に現れた見知らぬ男性が口をつまむ
		ように拭くような仕草をしている映像です。
6 5	00:19:49	上記62の映像と同じ控訴人の住居付近の喫茶店
		内で撮影した映像です。ピンクのシャツにカーキのズ
		ボンを着た男性が映っていますが、この男性は当時控
		訴人が同店に入店した後に現れることが頻繁にあっ
		た男性です。本映像は同男性が口をつまむように拭く
		ような仕草をしている映像です。
6 6	00:19:59	知人との待ち合わせ場所(駅改札前。)に現れた男
		性の映像です。白いシャツに黒いネクタイをした男性
		が、顔や頭を指でいじり、口をつまむように拭くよう
		な仕草をしている映像です。
6 7	00:20:07	上記66と同じ男性が66で説明した同様の仕草
		を再度している映像です。
6 8	00:20:14	駅のホームで、青いシャツに黒いズボンを着た男性
		が、控訴人の前に現れて立ちどまり、口をつまむよう
		に拭くような仕草をしている映像です。
6 9	00:20:18	控訴人の最寄り駅から出ている路線の電車車両内

	T	
		の映像です。目の前に座った白いシャツを着た男性
		が、何度か控訴人のほうを見ながら、指や手で顔をい
		じっている映像です。
7 0	00:20:41	解説文字です。「これも毎日執拗に続けられて気が
		つく行為ですが、携帯電話を意識させるような行為が
		集中的になされました。」と表示しています。
7 1	00:20:47	グレーの上着を着た女性が、歩行中の控訴人の目前
		に携帯電話を振り下ろす行為の映像です。撮影を開始
		する以前には,本映像よりもあからさまに,控訴人の
		頭の周囲で折りたたみ式の携帯電話をカチッカチッ
		と開け閉めしたり携帯電話を目の前に突き出したり
		して目を合わせずに平然としている人物が毎日 10 人
		程度現れていました。
7 2	00:20:50	山手線に乗り込む際の映像です。控訴人が乗り込ん
		だ後に、チェック柄のシャツを着た男性が控訴人の間
		の前に携帯電話を通過させている映像です。控訴人の
		乗り込もうとする車両の前には,携帯電話を手にした
		人物が何人も現れる事が毎日でした。このことは別映
		像でも示しますが、本映像でも上記男性のほかに2名
		の女性が携帯電話を胸の位置で持ったまま車内に乗
		り込んでいます。単に携帯電話を持っているだけでは
		気にはなりませんし偶然とも考えられますが,上記7
		1の説明にあったような行為が頻繁かつ毎日続くこ
		と、そして一時期のみ集中して行われることは、社会
		通念上、偶然ではありえません。

7 3	00:21:00	控訴人の住居マンションのベランダから撮影した
		映像です。マンション前を通過するグレーの上着と黒
		いズボンを着た男性が、携帯電話を取り出して控訴人
		のほうを一瞥する映像です。この男性の行為自体は特
		に不自然とは言えませんが、控訴人がベランダの窓を
		開けて洗濯などしていると、普段は人通りの少ないマ
		ンション前に現れる人物が多くなり、車が何台も現れ
		てクラクションを鳴らす、排気音の大きなバイクが現
		れてエンジンを何度もふかす等の行為が多くあり,中
		にはマンションの目の前に停車し、控訴人に向かって
		携帯電話をかざす仕草をする人物や、大雨のさなかで
		 も傘もささずに携帯電話を控訴人に向けてかざして
		いる人物なども現れました。
7 4	00:21:10	駅のホームで、控訴人が普段利用していた乗車口前
		の映像です。上記72の説明で述べたように、よく利
		用する乗車口前に,携帯電話を胸の位置に持っている
		男女が4名映っており、隣の乗車口(00∶21∶24~)に
		│ │は携帯電話を胸の位置に持っている人物のいないこ│
		とが映っている映像です。
7 5	00:21:28	控訴人の最寄り駅から出ている路線の電車内,か
		つ、控訴人が普段乗車する位置からの映像です。座席
		一列及び控訴人の後ろに合計7人、携帯電話を手にし
		た人物が並んで写っています。このような状態とは別し
		た人物が並んとすうといより。このような状態とは別 に,特に電車内では,携帯電話を控訴人に向けてかざ
		した複数の人物に囲まれることも多々ありました。

7 6	00:21:44	解説文字です。「外出先では、まとわりつくように
		人や車両が現れ,生活しづらいほどの状況でした。」
		と表示しています。
7 7	00:21:52	解説文字です。「一例として、本屋に行くと、」と表
		示しています。
7 8	00:21:57	控訴人が住居付近の本屋に訪れた際の入店直後の
		映像です。映像内で控訴人が、「月曜日の9時です。
		最初に撮っておきます。こんな感じです。」と話して
		います。
7 9	00:22:02	解説文字です。「そして4分後、控訴人の周囲にの
		み人が集まります。」と表示しています。
8 0	00:22:07	上記78の映像の4分後の映像です。控訴人の周囲
		に 6 人の男性が集まってきている様子が映っていま
		す。
8 1	00:22:27	上記80の映像の直後の映像です。控訴人の居た場
		所にのみ,7人ほど集まっており,その他の場所には
		人がいない様子が映っています。映像内で控訴人が、
		「あそこが私の居たところです。で、他は、いないで
		すよね。全然。」と話しています。
8 2	00:22:35	解説文字です。「一例として、郵便局(時間外受付)
		に入った時点」と表示しています。
8 3	00:22:40	控訴人の住居付近の荏原郵便局に入る時点からの
		映像です。時間外受付に向かうと、客が一人もいない
		状態が映っています。
8 4	00:22:52	解説文字です。「その2分後」と表示しています。

8 5	00:22:57	上記83の映像の2分後の映像です。誰もいなかっ
		た時間外受付に4人の人物が並んでいる映像です。控
		訴人が訪れる先には毎日,高級店などを除き,後から
		ぞろぞろと人が現れるということが続いていました。
		このようにただ現れるだけの人々は控訴人と目を合
		わせたり会話に応答したりしないことが特徴です。ま
		た、飲食店の場合、そのような人々は騒ぎ出すことが
		多くあり, 24 号証には収めていませんが, そのよう
		な騒ぎを収めた映像・音声記録も別途多くあります。
8 6	00:23:01	控訴人の住居付近の荏原郵便局で、控訴人が窓口に
		並んでいる際の映像です。4人の男女が入り口から
		次々に現れ,本来並ぶ場所以外の場所に列を作り(「一
		列にお並びください」という表示の場所に控訴人が並
		んでいることも映しています。00:23:25。),受付に進
		み出る様子が映っています。また、控訴人が「すいま
		せん、こっちに並んでいたんですけど。」と声をかけ
		ても一向に意に介さない様子が映っています。
8 7	00:24:23	解説文字です。「一例として、雑貨店入店時のレジ」
		と表示しています。
8 8	00:24:28	雑貨店のレジ前の映像です。清算をしている客が2
		名程映っていますが、並んでいる客はいません。
8 9	00:24:38	解説文字です。「その8分後控訴人の清算時」と表
		示しています。
9 0	00:24:43	上記88の映像と同じレジの8分後、控訴人が品物
		を選び清算に向かうと、20人ほどの待ち行列が出来

	Г	
		ている様子の映像です。また、3人ほど、最後尾に向
		かう控訴人の目の前を通り過ぎる人物や目の前で頭
		を掻く人物も映っています。頻度が低ければ単なる偶
		然ですが、高級店などを除き、平成 17 年 1 月から一
		時期のみ、訪れる先々で毎日行われたこのような人々
		の行動は偶然では説明できません。
9 1	00:24:56	控訴人がコンビニエンスストアを訪れた際の映像
		です。白いシャツと黒いズボンを着た男性が控訴人の
		前でふらふらしており、控訴人がレジに向かおうとす
		ると、同男性が同男性の後ろにあった品物を無造作に
		つかみ,レジに向かっていく様子が映っています。
		解説文字として「このように現れる人々は無造作に
		商品を選び、控訴人の目の前に並ぶことが非常に多
		い。」と表示しています。
9 2	00:25:18	解説文字です。「一例として、喫茶店に入った時点」
		と表示しています。
9 3	00:25:23	喫茶店を訪れた際の映像です。控訴人の周囲のテー
		ブルには客が全くいない様子が映っています。
9 4	00:25:30	解説文字です。「その後」と表示しています。
9 5	00:25:31	上記93の映像のその後の映像です。93の映像で
		は周囲に客はいませんでしたが,本映像では,周囲の
		テーブルが満席になっている様子が映っています。単
		に店が混むことは構いませんし,偶然である要素も否
		めませんが、このような混雑が毎日時間を問わず、高
		級店を除き起こるという偶然はありえません。また,
L		

		これは他の映像でもそうですが、このように続々と現
		れる人々は、何らかのグループといった、同時に現れ
		てもおかしくないような人々ではありません。
9 6	00:25:35	解説文字です。「一例として、パン屋さんに行くと
		人が増え始めたので写真を一枚」と表示しています。
9 7	00:25:42	パン屋を訪れた際の写真です。奥側がパンの並んで
		いる売り場、手前側がレジになります。当初は奥にも
		手前にも人はまばらでしたが、控訴人がパンを選び出
		すと人が増え始めたので撮影した写真です。
9 8	00:25:45	解説文字です。「そして4分後」と表示しています。
9 9	00:25:46	上記97の写真を撮ってから4分後の同じ場所の
		写真です。写真のアングルの中にだけでも10人程度
		の人々がレジに並んでいる様子が写されています。こ
		のように人々が現れ、控訴人が商品を選ぼうとすると
		控訴人と商品の間に割り込んで、なかなか立ち去ろう
		としない行動をすることが毎日ありました。
100	00:25:50	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で済みますが、
		これがほぼ毎回の外食時・買い物時に行われました。」
		と表示しています。
101	00:25:59	控訴人の住居付近の荏原郵便局を訪れた際の映像
		です。当時訪れる場所には見知らぬ第三者がぞろぞろ
		と現れていたので、撮影しようとカメラを置いたまま
		窓口に向かったところ、横から現れた見知らぬ女性が
		カメラを倒し,控訴人が立てかけておいた傘を蹴飛ば
		し、平然としている映像です。傘を蹴飛ばした様子は

		 映っていませんが, カメラが倒れた後に傘を蹴飛ばし
		た際の音が記録されています。
		解説文字として「なかには、カメラを倒し、傘を倒
		し、平然としている人物さえ現れました。」と表示し
		ています。
102	00:26:27	解説文字です。「進路を邪魔するような行動をする
		人や車両が毎日頻繁に現れました。」と表示していま
		す (同旨は上記47も参照願います。)。
103	00:26:34	控訴人が住居付近を歩いている際の映像です。タク
		シーが控訴人すれすれの位置を通り控訴人の目前に
		停車する様子が映っています。このように危ない運転
		をしたり挑発したりするような運転, または進路を邪
		魔するように停車をする車両が毎日現れていました。
		映像中で控訴人が、「またブロックタクシーです。」と
		平然と言っているのは、そのような異常な日常を背景
		として出た言葉です。
1 0 4	00:26:45	控訴人が住居付近を歩いている際の映像です。タク
		シーが控訴人に向かうようにハンドルを切って控訴
		人にまとわりつくように止まり,その後また向かって
		いた方向に走り去る映像です。偶然曲がる道を間違え
		たようにも見えますが、通常、このような運転を歩行
		者すれすれに行うようなことは無く,歩行者が通り過
		ぎてから行うのが通常ですし、他にも、十字路前であ
		ることを利用し執拗なパッシングやクラクションを
		浴びせるなどの行為も行われていましたので、その頻

度及び行為様態から、偶然を装った行為であると考えられます。尚、本映像に映っているタクシー会社は上記103の映像に移っているタクシー会社と同じであり、このタクシー会社の車両によって、同様の行為が数多く行われました。 105 00:26:53 控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。		7	
記103の映像に移っているタクシー会社と同じであり、このタクシー会社の車両によって、同様の行為が数多く行われました。 105 00:26:53 控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を模切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			度及び行為様態から, 偶然を装った行為であると考え
あり、このタクシー会社の車両によって、同様の行為が数多く行われました。 105 00:26:53 控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			られます。尚、本映像に映っているタクシー会社は上
105 00:26:53 控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			記103の映像に移っているタクシー会社と同じで
105 00:26:53 控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像です。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に 止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控 訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり 及び直進車線。)に移動する様子が映っています。こ のように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人 が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断 する自転車に乗った女性が映っています。この場所で は同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら 側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振 り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人 の駐車場に近づいていることになります。)での映像 です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両 の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			あり、このタクシー会社の車両によって、同様の行為
す。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に 止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控 訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり 及び直進車線。)に移動する様子が映っています。こ のように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転す る際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人 が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断 する自転車に乗った女性が映っています。この場所で は同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら 側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振 り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人 の駐車場に近づいていることになります。)での映像 です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両 の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			が数多く行われました。
・ 止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。	105	00:26:53	控訴人が車を運転し、駐車場から出る際の映像で
訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			す。控訴人の車の進行方向右側(右曲がり車線。)に
及び直進車線。)に移動する様子が映っています。このように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			止まっていたタクシーが突然ウインカーを出して控
のように目の前を横切る行為は、控訴人が車を運転する際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			訴人の車両の前に出、車線をまたいだ左側(左曲がり
る際には毎回頻繁に行われていました。 106 00:27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			及び直進車線。)に移動する様子が映っています。こ
106 27:00 控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人が運転する車が右に曲がる際,赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			のように目の前を横切る行為は,控訴人が車を運転す
が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			る際には毎回頻繁に行われていました。
する自転車に乗った女性が映っています。この場所では同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所(控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。	106	00:27:00	控訴人の駐車場に向かう路地での映像です。控訴人
は同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所 (控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			が運転する車が右に曲がる際、赤信号を無視して横断
側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所 (控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			する自転車に乗った女性が映っています。この場所で
っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所 (控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			は同行為が頻繁に行われました。通常であればこちら
り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。 107 00:27:04 上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所 (控訴人の駐車場に近づいていることになります。) での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			側を振り向くような状況だと思いますが、同行為を行
107			っていた全ての人々は、こちら側を一向に気にせず振
の駐車場に近づいていることになります。)での映像です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			り向きもせず平然と通り過ぎる人々でした。
です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。	1 0 7	00:27:04	上記 106 の撮影場所から 50M 程進んだ場所 (控訴人
の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映っています。			の駐車場に近づいていることになります。)での映像
っています。			です。同じく赤信号を無視して控訴人の運転する車両
			の目の前を平然と横断する自転車に乗った女性が映
108 00:27:10 上記 107 の撮影場所からさらに 50M 程進んだ場所			っています。
	108	00:27:10	上記 107 の撮影場所からさらに 50M 程進んだ場所

		(控訴人の駐車場にさらに近づいていることになり
		ます。)での映像です。控訴人が右折した後、自転車
		に乗った男性が道路の中央に停まっている映像です。
		控訴人の車両が同男性の前で停まると、同男性が何事
		も無かったかのように自転車に乗り立ち去る様子が
		映っています。
109	00:27:36	解説文字です。「駐車場から出られないことも多々
		ありました。」と表示しています。
110	00:27:41	控訴人の借りていた月極駐車場での映像です。はじ
		めに映っているシルバーの車両が控訴人の車両で、駐
		車場出口を塞ぐように濃いグレーの車両が停められ
		ている様子が映っています。出口を塞いでいる車両は
		エンジンが停められており、運転手や関係者も見当た
		りません。駐車場出口であることが明らかな場所に車
		両を放置することは1回だけでも迷惑な行為ですが,
		平成 17 年 1 月以降は何度も別々の車両によって出口
		が塞がれていることがあり、控訴人はこれを撮影する
		ようにしました。
111	00:27:47	解説文字です。「次に、控訴人の知人の車の隣に斜
		めに駐車された車の映像です。」と表示しています。
112	00:27:55	知人と飲食店を訪れ、帰る際、駐車場での映像です。
		右側の車が知人の車ですが、その左隣に斜めに駐車
		し, 知人の車の駐車スペースまではみ出している車両
		が映っています。そのため、知人の車が出にくくなっ
		ています。控訴審準備書面(2)では、知人等といる

_	I	
		際には訴外生活妨害行為等は行われないと述べまし
		たが、この知人は、控訴人と同様に生活妨害行為等を
		受けている旨、控訴人に知らせてきた人物です。
113	00:28:09	解説文字です。「頻度が低ければ偶然で片付けます
		が、迷惑な人物や車両は、毎日現れていました。」と
		表示しています。
114	00:28:17	解説文字です。「車のハイビームやフォグランプな
		どで眩しい光を演出する行為が集中的に行われまし
		た。」と表示しています。
115	00:28:25	解説文字です。「はじめに比較のため通常のヘッド
		ライトの映像です。」と表示しています。
116	00:28:29	控訴人の車両内で撮影した映像です。ルームミラー
		に移る後続車のヘッドライトの様子を写しています
		が, 眩しいと感じるような明るさではないことが確認
		できます。
117	00:28:35	上記 116 と同趣旨の映像です。徐々に距離が変わっ
		ても, 眩しいと感じるような明るさではないことが確
		認できます。
118	00:28:43	上記 116 と同趣旨の映像です。
119	00:28:50	解説文字です。「次に集中的に行われた行為の映像
		です。」と表示しています。
120	00:28:55	上記 116 と同じく控訴人の運転する車両内のルー
		ムミラーを撮影した映像です。上記 116 から 118 の映
		像と違い,後続車のヘッドライトによる眩しい光が記
		録されています。ハイビームまたはハイビームとフォ
	,	

		グランプを合わせたものと考えられます。
1 2 1	00:29:03	控訴人の運転する車両のドアミラーを撮影した映
		像です。上記 116 から 118 の映像と違い,後続車のへ
		ッドライトによる眩しい光が記録されています。ハイ
		ビームによるものと考えられます。同時期には、後続
		車がルームミラーまたはドアミラーをハイビームま
		たはフォグランプで照らす行為が集中的になされま
		した。映像中で控訴人が「わざわざ寄せてやっている
		んです。」と発言しているように、後続車からすれば、
		自身の車のヘッドライトが前の車のミラーに当たっ
		ているかどうかは確認できますから, このような行為
		が一時期にだけ集中的かつ頻繁に毎日行われたとい
		う事実は偶然ではありえず,少なくともその中の多く
		の行為者の故意が考えられます。
122	00:29:12	上記 116 等と同じく控訴人の運転する車両内のル
		ームミラーを撮影した映像です。直後の後続車のヘッ
		ドライトと同車を1台挟んだ後続車のヘッドライト
		がルームミラーに映っており、前者のヘッドライトは
		上記 116 から 118 の映像のように眩しくは無く, 後者
		のヘッドライトが異様に眩しいことが確認できます。
		映像中で控訴人が、「真後ろの車より、その後ろの車
		のほうが眩しいのがわかりますかね。」と話していま
		す。
123	00:29:22	上記 120 と同趣旨の映像です。
1 2 4	00:29:30	上記 121 と同趣旨の映像です。

1 2 5	00:29:34	上記 121 と同趣旨の映像です。
1 2 6	00:29:45	上記 120 と同趣旨の映像です。
1 2 7	00:29:59	上記 121 と同趣旨の映像です。
1 2 8	00:30:03	ハイビームやフォグランプによる眩しい光の演出
		は、対向車によっても行われました。多くの場合、本
		映像のように,対向車線側の右折車線に停まっている
		車によって行われました。
1 2 9	00:30:06	上記 128と同趣旨の映像です。対向車線側の右折車
		線に停まっている車の, 先頭の車はロービームでまぶ
		しくありませんが、2台目の車がハイビーム及びフォ
		グランプを点灯させていて, 先頭の車に比べ異様に眩
		しい様子が映っています。
		尚,上記 120 以降の映像は全て,控訴人が毎回の運
		転時に通る道で行われています。
1 3 0	00:30:14	上記 120 と同趣旨の映像ですが、このような行為は
		夕方まだ明るいうちからも行われていました。
1 3 1	00:30:24	上記 120 と同趣旨の映像です。
1 3 2	00:30:39	上記 120 と同趣旨の映像です。
1 3 3	00:30:42	控訴人の住居付近のコンビニエンスストア駐車場
		での映像です。控訴人は控訴人所有の車両内から撮影
		していますが、控訴人の方向にライトを照らして停ま
		っている白い車が映っています。このような行為は
		別々の車両によって毎晩行われていました。
1 3 4	00:30:55	飲食店の駐車場から控訴人が車で出ようとする際
		の映像です。控訴人が向かった先には、これまでに示

		したように人だけではなく多くの車両が現れ、夜間の
		場合にはハイビームまたはハイビームとフォグラン
		プを合わせた眩しい光の演出が毎回行われていまし
		た。また、本映像のように、控訴人が車を出すタイミ
		ングで数台の車両が現れ,控訴人が駐車場からなかな
		か出られないということが多くあり、いくつかの映像
		が残っています。例えば、他のスペースが開いている
		にもかかわらず控訴人の車両の目の前のスペースに
		入ろうとして何度も切り返し,前に出たり後ろに下が
		ったりと繰り返す車や,出口を塞ぐ形で立ち往生する
		車両などが頻繁に現れていました。
1 3 5	00:31:02	解説文字です。2映像にわたり、「頻度が低ければ
		偶然と言えますが、ハイビームやフォグランプによる
		目眩ましは歩行時・運転時を問わず毎回の夜間外出時
		執拗に行われていました。」と表示しています。
1 3 6	00:31:15	解説文字です。4 映像にわたり,「控訴人の訴えて
		いた生活妨害等の記録はまだまだあり、以上のような
		行為は一日たりとも止むことなく続けられましたが、
		本控訴審で重要な点は、被控訴人らがいっさい記録の
		確認を行わずに、性急に本件ら致及び即日の本件強制
		入院の強行に及び、その後も確認を行っていないとい
		う事実です。」と表示しています。
1 3 7	00:31:36	解説文字です。4 映像にわたり,「以上」と表示し
		ています。甲 24 号証で示す映像・音声等は以上です。

以 上